

調査計画（変更後）

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国（ただし、別表の 1 に掲げる地域を除く。）

(2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」（飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 個人票

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

ア 事業所票

約 8 万事業所（母集団約 140 万事業所）

イ 個人票

約 170 万人（母集団約 4200 万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）

事業所を第 1 次抽出単位、労働者を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所票

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 個人票

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業事業主」という。）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所票

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数
- ⑤ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

イ 個人票

- ① 性
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- ⑤ 年齢
- ⑥ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑦ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑧ 役職又は職種（役職については、常用労働者 100 人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の 2 に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の 3 に掲げる職種の労働者に限る。）
- ⑨ 経験年数（別表の 3 に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 超過実労働時間数
- ⑬ きまって支給する現金給与額
- ⑭ 超過労働給与額
- ⑮ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者 29 人以下を雇用する事業

所に雇用される常用労働者に限る。)

- ⑯ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑰ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑱ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。)
- ⑲ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄（特定技能の在留資格にあっては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。）及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。)

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の 6 月 30 日現在（給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きまって支給する現金給与額、⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手当及び⑰ 家族手当については、6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間（給与締切日の定めがある場合には 6 月の最終の給与締切日以前 1 箇月間）、⑱ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（調査を実施する年の前年の 1 月 2 日以降において雇用された調査労働者のうち、7 月 1 日以前に雇用されたものについては、雇用の日から 1 年間、7 月 2 日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の 6 月 30 日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

（イ）調査票の回収

厚生労働省 — （都道府県労働局） — 報告者

イ 一括調査企業に属する事業所以外の調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

（イ）調査票の回収

（２）調査方法

（■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他（職員））

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

（ア）統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

（イ）統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に
対する必要な指導、調査票の回収、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

イ 調査票の作成及び提出

（ア）厚生労働大臣は、調査事業所の事業主（一括調査企業に属する調査事業所にあ
っては、一括調査企業事業主。以下合わせて「事業主等」という。）に対して調
査票を送付する。

（イ）調査票の送付を受けた事業主等は、調査票に記入し、事業所票を３部、個人票
を２部、厚生労働大臣又は指定する都道府県労働局長に提出する。

なお、調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労
働局長が必要と認める場合は、職員又は統計調査員が調査票を取集するものとす
る。

（ウ）都道府県労働局長は、（イ）により提出された調査票を審査し、これを取りま
とめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ１部を保管し、事業所票の２部及び個
人票の１部を厚生労働大臣に提出する。

ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 15 条第
1 項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書
類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなけれ
ばならない。

7 報告を求める期間

（１）調査の周期

１年

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで実施する。

提出期限は、事業主等は調査実施年の 7 月 31 日、都道府県労働局長は厚生労働大臣
が指定する期限とする。

8 集計事項

（１）全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

（ア）（年齢階級別所定内給与額等）

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、

平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。）

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(サ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)

在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ソ) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(タ) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

② 臨時労働者に関する事項

(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(イ) (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布)

産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時労働者数及び分布特性値

(ウ) (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
6の(2)のイの(イ)又は(ウ)により厚生労働大臣に提出された調査票	調査実施年の6月30日から2年間	厚生労働省賃金福祉統計官
6の(2)のイの(イ)又は(ウ)により厚生労働大臣に提出された調査票を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）
6の(2)のイの(ウ)により保管する調査票	調査実施年の6月30日から1年間	都道府県労働局長

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成 31 年 3 月 1 日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

自然科学系研究者 化学分析員 技術士 一級建築士 測量技術者 システム・エンジニア プログラマー 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 看護師 准看護師 看護補助者 診療放射線・診療エックス線技師 臨床検査技師 理学療法士、作業療法士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 保育士（保育・保父） 介護支援専門員（ケアマネージャー） ホームヘルパー	販売店員（百貨店店員を除く。） スーパー店チェッカー 自動車外交販売員 家庭用品外交販売員 保険外交員 理容・美容師 洗たく工 調理士 調理士見習 給仕従事者 娯楽接客員 警備員 守衛 電車運転士 電車車掌 旅客掛 自家用乗用自動車運転者 自家用貨物自動車運転者 タクシー運転者 営業用バス運転者 営業用大型貨物自動車運転者 営業用普通・小型貨物	溶接工 機械組立工 機械検査工 機械修理工 重電機器組立工 通信機器組立工 半導体チップ製造工 プリント配線工 軽電機器検査工 自動車組立工 自動車整備工 パン・洋生菓子製造工 精紡工 織布工 洋裁工 ミシン縫製工 製材工 木型工 家具工 建具製造工 製紙工 紙器工 プロセス製版工 オフセット印刷工 合成樹脂製品成形工 金属・建築塗装工
---	--	--

福祉施設介護員 弁護士 公認会計士、税理士 社会保険労務士 不動産鑑定士 幼稚園教諭 高等学校教員 大学教授 大学准教授 大学講師 各種学校・専修学校教員 個人教師、塾・予備校講師 記者 デザイナー ワープロ・オペレーター キーパンチャー 電子計算機オペレーター 百貨店店員	自動車運転者 航空機操縦士 航空機客室乗務員 製鋼工 非鉄金属精錬工 鋳物工 型鍛造工 鉄鋼熱処理工 圧延伸張工 金属検査工 一般化学工 化繊紡糸工 ガラス製品工 陶磁器工 旋盤工 フライス盤工 金属プレス工 鉄工 板金工 電気めっき工 バフ研磨工 仕上工	機械製図工 ボイラー工 クレーン運転工 建設機械運転工 玉掛け作業員 発電・変電工 電気工 掘削・発破工 型枠大工 とび工 鉄筋工 大工 左官 配管工 はつり工 土工 港湾荷役作業員 ビル清掃員 用務員
--	---	---

賃金構造基本統計調査 調査計画新旧対照表（案）

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国（ただし、<u>別表の1に掲げる地域</u>を除く。） (2) 属性的範囲 ア 事業所票 日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」<u>（飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）</u>、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所 (ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関	3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国（ただし、<u>一部島しょ部</u>を除く。） (2) 属性的範囲 ア 事業所票 日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所 (ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関	除外する島しょ部を別表で明記する。 「宿泊業、飲食サービス業」のうちバー、キャバレー、ナイトクラブについては、営業時間帯が夜間であること等により、調査票の記入指導、督促等の調査事務に支障が生じ、調査コストが増加する一方、本調査の調査対象範囲の事業所に雇用される常用労働者数のうち、当該産業の事業所に雇用される常用労働者数の比率は僅かであり、調査結果に与える影響は軽微であると考えられることから、バー、キャバレー、ナイトクラブを調査対象の範囲から除外することとする。

係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。） （イ）常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。） 4 報告を求める者 （3）報告義務者 <u>調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業事業主」という。）。</u> 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 （1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照） イ 個人票 （削除） ① 性 ② 雇用形態 ③ 就業形態（常用労働者に限る。） ④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。） ⑤ 年齢 ⑥ 勤続年数（常用労働者に限る。） ⑦ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設	係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。） （イ）常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。） 4 報告を求める者 （3）報告義務者 事業所の事業主 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 （1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照） イ 個人票 ① <u>労働者の番号又は氏名</u> ② 性 ③ 雇用形態 ④ 就業形態（常用労働者に限る。） ⑤ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。） ⑥ 年齢 ⑦ 勤続年数（常用労働者に限る。） ⑧ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設	本社一括調査の導入に伴い、一括調査企業とそれ以外に分けて規定する。 近年個人情報保護に対する意識が高まっており、行政における個人情報の取扱い状況が注視される中、重大な個人情報漏洩のリスクを減らし、調査対象事業所の協力を得やすくするため、調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除する。 なお、個人票の備考欄に事業所で記入対象労働者を識別する番号等を記入させることで、実査上の支
--	---	---

業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。) ⑧ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の<u>2</u>に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の<u>3</u>に掲げる職種の労働者に限る。) ⑨ 経験年数（別表の<u>3</u>に掲げる職種の常用労働者に限る。) ⑩ 実労働日数 ⑪ 所定内実労働時間数 ⑫ 超過実労働時間数 ⑬ きまって支給する現金給与額 ⑭ 超過労働給与額 ⑮ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。) ⑯ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス	業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。) ⑨ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の<u>1</u>に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の<u>2</u>に掲げる職種の労働者に限る。) ⑩ 経験年数（別表の<u>2</u>に掲げる職種の常用労働者に限る。) ⑪ 実労働日数 ⑫ 所定内実労働時間数 ⑬ 超過実労働時間数 ⑭ きまって支給する現金給与額 ⑮ 超過労働給与額 ⑯ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。) ⑰ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス	障が出ないようにする。 (詳細は別添調査票参照)
--	--	-------------------------------------

業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑰ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。） ⑲ <u>在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄（特定技能の在留資格にあっては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。）及び別表第2の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）</u> <u>（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）</u>	業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑱ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑲ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。） （追加）	我が国で就労する外国人は年々増加しているところ、平成31年4月より新たな在留資格による外国人材の受け入れが開始されることから、さらなる増加が予想される。そのような中、関連政策を的確に展開するため、外国人労働者の就労状況、とりわけ賃金の実態を把握する必要があることから、外国人について在留資格を調査する。
---	---	--

(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きまって支給する現金給与額、⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手当及び⑰ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>ア 一括調査企業に属する調査事業所</u> <u>（ア）調査票の配布</u> <u>厚生労働省 — 報告者</u> <u>（イ）調査票の回収</u> <u>厚生労働省 — （都道府県労働局） — 報告者</u> <u>イ 一括調査企業に属する事業所以外の調査事業所</u>	(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑪ 実労働日数、⑫ 所定内実労働時間数、⑬ 超過実労働時間数、⑭ きまって支給する現金給与額、⑮ 超過労働給与額、⑯ 通勤手当、⑰ 精皆勤手当及び⑱ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑲ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>厚生労働省 — 都道府県労働局 — 労働基準監督署</u> <u>— 調査員 — 報告者</u>	・調査票の配布は厚生労働省から直接郵送により行うこととする。 ・本社一括調査を導入し、全国に調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合は、厚生労働省が当該企業の本社に対して直接調査票の送付・回収を行う。（一部の
---	---	--

<u>(ア) 調査票の配布</u> <u>厚生労働省－報告者</u> <u>(イ) 調査票の回収</u> <u>厚生労働省－都道府県労働局－（労働基準監督署）</u> <u>－（調査員・職員）－報告者</u> (2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他 (職員)) (削除) (削除) <u>ア 統計調査員</u> 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。 <u>(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。</u> <u>(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受</u> <u>けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調</u>	(2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他 ()) <u>ア 調査実施者</u> <u>(ア) 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必</u> <u>要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事</u> <u>務の一部を都道府県労働局長に行わせる。</u> <u>(イ) 都道府県労働局長は、(ア) の事務の一部を行う</u> <u>とともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。</u> <u>(ウ) 労働基準監督署長は、(イ) の事務の一部を行</u> <u>う。</u> <u>イ 調査従事者</u> <u>(ア) 調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の</u> <u>職員が従事する。</u> <u>(イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をお</u> <u>く。</u> <u>a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。</u> <u>b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を</u> <u>受けて調査票の配布、調査票の取りまとめその他</u>	事業所については、労働局経由で回収することがある。） ・調査の効率化の観点から、各労働局の実情に応じて、労働基準監督署を経由せず労働局一括で調査を行うことが可能であることを明確にする。 記載の整理を行う。 記載の整理を行う。 これまでも「事業主に対する必要な指導」や「調査票の審査」については統計調査員が行っていた
---	---	--

査票の<u>回収、審査</u>その他調査の実施に伴う事務に従事する。 イ 調査票の作成及び提出 (ア) <u>厚生労働大臣</u>は、調査事業所の事業主（一括調査企業に属する調査事業所にあつては、一括調査企業事業主。以下合わせて「事業主等」という。）に対して調査票を<u>送付</u>する。 (イ) 調査票の<u>送付</u>を受けた事業主等は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、<u>厚生労働大臣又は指定する都道府県労働局長</u>に提出する。 <u>なお、調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、職員又は統計調査員が調査票を取集するものとする。</u> (ウ) 都道府県労働局長は、(イ)により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣に提出する。 ウ 立入検査 調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	調査の実施に伴う事務に従事する。 ウ 調査票の作成及び提出 (ア) <u>都道府県労働局長</u>は、調査事業所の事業主に対して調査票を<u>配布</u>する。 (イ) 調査票の<u>配布</u>を受けた事業主は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、都道府県労働局長に提出する。 (ウ) 都道府県労働局長は、(イ)により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣に提出する。 エ 立入検査 調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	が、引き続き統計調査員が実施することを明確にする。 調査票の回収は、原則は郵送としつつ、統計精度を確保するために特に調査票の回収に尽力する必要があると考えられる事業所については、都道府県労働局長が必要と認める範囲で、訪問による取集を併用する。 項ずれに伴う修正。
--	---	--

7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年7月1日から7月31日まで実施する。 提出期限は、事業主等は調査実施年の7月31日、<u>都道府県労働局長は厚生労働大臣が指定する期限とする。</u> 8 集計事項 (1) 全国に関する事項 ① 常用労働者に関する事項 ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項 (ア) ～ (サ) 略 <u>(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)</u> <u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u> <u>(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)</u> <u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、</u>	7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年7月1日から7月31日まで実施する。 <u>ア 調査票の配布を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。</u> <u>イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。</u> 8 集計事項 (1) 全国に関する事項 ① 常用労働者に関する事項 ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項 (ア) ～ (サ) 略 (追加)	都道府県労働局における業務量の変動や災害の発生等に応じて、柔軟に期限を変更できるよう、「厚生労働大臣が定める期限」と記載して、厚生労働省から都道府県労働局に対し具体的な期日を通知する。 在留資格区分に係る集計事項を追加する。
--	---	--

<u>勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u> <u>(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)</u> <u>在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値</u> (ソ) (初任給額等) 産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数 (タ) (初任給額の分布) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値 イ 短時間労働者に関する事項 (ア) ～ (エ) 略 <u>(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等)</u> <u>在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数</u>	(シ) (初任給額等) 産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数 (ス) (初任給額の分布) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値 イ 短時間労働者に関する事項 (ア) ～ (エ) 略 (追加)	在留資格区分に係る集計事項を追加する。
10 使用する統計基準 調査対象の範囲の<u>画定</u>及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。	10 使用する統計基準 調査対象の範囲の<u>確定</u>及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。	誤記のため修正。
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	

		保存期間	保存責任者			保存期間	保存責任者	「6 調査方法」の項ずれに伴う修正。
	6 の（2）の <u>イ</u> の（イ）又は <u>（ウ）</u> により厚生労働大臣に提出された調査票	調査実施年の 6 月 30 日から 2 年間	厚生労働省賃金 福祉統計官		6 の（2）の <u>ウ</u> の（ウ）により 提出された調査 票	調査実施年の 6 月 30 日から 2 年間	厚生労働省賃金 福祉統計官	
	6 の（2）の <u>イ</u> の（イ）又は <u>（ウ）</u> により厚生労働大臣に提出された調査票を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策 統括官付参事官 （企画調整担 当）		6 の（2）の <u>ウ</u> の（ウ）により 提出された調査 票を収録した電 磁的記録	永年	厚生労働省政策 統括官付参事官 （企画調整担 当）	
	6 の（2）の <u>イ</u> の（ウ）により 保管する調査票	調査実施年の 6 月 30 日から 1 年間	都道府県労働局 長		6 の（2）の <u>ウ</u> の（ウ）により 保管する調査票	調査実施年の 6 月 30 日から 1 年間	都道府県労働局 長	

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町

(追加)

調査対象範囲から除外する地域を明確にする。

<u>鹿児島県</u>	<u>西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町</u>		
<u>沖縄県</u>	<u>島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡</u>		
※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。 <u>2</u> 調査する役職 (略) <u>3</u> 調査する職種 (略)		<u>1</u> 調査する役職 (略) <u>2</u> 調査する職種 (略)	別表の1の追加に伴う番号ずれの修正。

統計法に基づく
基 幹 統 計 調 査



厚生労働省

事 業 所 票

((新元号) 年6月分)

新元号に変更



政府統計

※ 局 署
記入欄

この調査票に記入された事項 については、統計以外の目的 に使ったり、他に漏らしたり することはありません。	都道府県 番 号						事 業 所 一 連 番 号						産 業 分 類 番 号		
													大	中	小

事業所の名称 (1) 及び所在地 並びに法人番号												
	法人 番号											
	連絡先電話番号 ()-() 番 (内線 番)											
	記入担当者氏名											
主要な生産品 (2) の 名 称 又 は 事 業 の 内 容												

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区 分		常用労働者数	抽出率	抽出労働者数	
常用労働者 常用労働者とは ・ 期間を定めずに雇われて いる労働者 又は ・ 1か月以上の期間を定めて 雇われている労働者 をいいます。	正社員・正職員	人	1	人	
	貴事業所において、 正社員・正職員と する者	男			
		女			
	正社員・正職員 以外	男			
		女			
	常用労働者計				

個人票 の枚数	枚
------------	---

※ 調 査 担 当 者	※ 点検担当者	
	局	署

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

記入上の注意

- 6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区 分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 〔日々又は1か月未満の期間を定めて雇わ れている労働者〕	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数(貴事業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人 以 上	1,000人～ 4,999人	500人～ 999人	300人～ 499人	100人～ 299人	30人～ 99人	10人～ 29人	5人～9人

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	万 千 百円	人	万 千 百円	人
高 専 ・ 短 大 卒				
大 学 卒	大 事 務 系			
	技 術 系			
大 学 院 修 士 課 程 修 了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため 確定していないものである。

備 考

- 新規学卒者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校(准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)を除いたものです。また、賞与は含みません。)100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等を含め、本社等から除きます。

統計法に基づく
基幹統計調査



厚生労働省

賃金構造基本統計調査
事業所票

(平成 年6月分)

変更前



政府統計

※ 局 署
記入欄

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。	都道府県番号	事業所一連番号						産業分類番号		
								大	中	小

事業所の名称 (1) 及び所在地並びに法人番号												
	法人番号											
	連絡先電話番号 ()-() 番 (内線 番)											
	記入担当者氏名											
主要な生産品 (2) の名称又は事業の内容												

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

区 分		常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常用労働者 常用労働者とは ・ 期間を定めずに雇われている労働者 又は ・ 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者 をいいます。	正社員・正職員	人	1	人
	男			
	女			
	正社員・正職員以外	人		
	男			
	女			
常用労働者計				

個人票の枚数	枚
--------	---

※ 調査担当者	※ 点検担当者	
	局	署

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

記入上の注意

- 6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区 分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者)	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数(貴事業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	万 千 百円	人	万 千 百円	人
高 専 ・ 短 大 卒				
大 学 卒	事 務 系			
	技 術 系			
大 学 院 修 士 課 程 修 了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備 考

- 新規学卒者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校(准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)を除いたものです。また、賞与は含みません。)
100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等を含め、本社等から除きます。

((新元号) 年6月分)

「(21)在留資格番号」を追加

②の調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
③の調査の対象となった事業所の方には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
④の調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

変更前

様式第2号

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県 番号	事業所一連番号

賃金構造基本統計調査
個人票

(平成 年6月分)



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

「(2)労働者の番号又は氏名」を削除

(1) 一連番号	(2) 労働者の番号 又は氏名	(3) 性	(4) 雇用形態	(5) 就業形態	(6) 最終学歴	(7) 年齢	(8) 勤続年数	(9) 労働者の種類	(10) 役職番号	(11) 職種番号	(13) 実労働日数	(14) 所定内実労働時間数	(15) 超過労働時間数	(16) きままって支給する現金給与額	(21) 昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額	備考	
			1は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがない人。 4は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがある人。 5は常用労働者以外の人。	(5)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。 「5臨時労働者」に○を付けた労働者については、(1)～(4)、(7)、(11)、(13)～(17)のみ記入してください。			1年未満は20と記入してください。	○鉱業、採石業、砂利採取業、 ○建設業、 ○製造業、 又はH481港湾運送業で事業所規模10人以上の事業所のみに記入してください。	(10)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。 (12)経験年数 他企業での経験も含みます。 1年未満の端数は切り捨ててください。		実労働日数	早出、残業、休日労働等	超過労働時間数 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。 30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。	(16)のうちの超過労働給与額 (17)のうちの超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。 30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。	(18)のうちの通勤手当 (19)のうちの精算手当 (20)のうちの家族手当 E製造業で事業所規模99人以下の事業所、 I卸売業・小売業、K70物品賃貸業、L学術研究専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で29人以下の事業所のみに記入してください。 通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当 一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以上の労働者に対し支給する手当 扶養家族を有する労働者に対し支給する手当	賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。 3か月を超えて算定されるものは含みません。	記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。
			常用労働者 正社員・正職員 正社員・正職員以外 臨時労働者											(1000円未満の端数は四捨五入してください。)			
01	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	
02	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
03	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
04	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
05	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
06	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	
07	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
08	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
09	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							
10	男女	1 2	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2 3 4 5							

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。